

## 相 談 事 例

ID：02-03-014

### 相談タイトル

屋根改修工事に係る施工業者の選定について

### Q：ご相談内容

築40年経過する自宅住宅。セメント瓦だったものを3年前にコロニアル屋根に葺き替えを行ったが、業者の施工不良で、多くの屋根材（コロニアル）に破損があり、下地材も変形・腐食がみられる。飛び込みのセールスで契約してしまった施工業者で、現在、損害賠償を求め係争中である。屋根の破損状況がひどいので、早急に直さなければならず、現在、地元の二つの業者に見積をもらっており、今度は、業者の選定で失敗したくないので、見積内容等から、どちらの業者が適切かアドバイスをもらいたい。なお、自治体のリフォーム補助金を利用して改修したいと考えており、期限的な制約もある。

### A：回答

相談センターでは、業者の選択や、工事金額の多寡について、判断・対応は行っておりません。2社の見積書の内容について、その相違点や数量の違い等について確認することであれば対応可能です。地元自治体のリフォーム補助金を利用される場合には、申請時期や施工業者などについて条件がありますので、自治体の担当窓口で確認しておいて下さい。

（※1社の見積書には樋の全面掛け替えがあるが他社は樋の工事はない。コロニアルの全面葺き替えとなるが葺き替え面積に25㎡程度の違いがある。野地板〔コンパネ〕が1社は全面張り替え、他社は「下地補強」という項目となっている。）